

平成27年第2回上富田町議会定例会会議録

(第1日)

○開会期日 平成27年6月8日午前9時32分

○会議の場所 上富田町議会議事堂

○当日の議員の出欠は次のとおり

出席議員（11名）

1番	松井孝恵	2番	谷端清
3番	樫木正行	4番	奥田誠
5番	九鬼裕見子	6番	山本明生
7番	大石哲雄	9番	沖田公子
10番	榎本敏	11番	木本眞次
12番	吉田盛彦		

欠席議員（1名）

8番 畑山豊

○出席した事務局職員は次のとおり

事務局長 平田隆文 局長補佐 十河貴子

○地方自治法第121条による出席者は次のとおり

町長	小出隆道	副町長	山本敏章
教育長	梅本昭二三	会計管理者	笠松眞年
総務政策課長	福田睦巳	総務政策課員	川口孝志
総務政策課員	森岡真輝	総務政策課員	水口和洋
総務政策課員	撫養充洋	税務課長	山崎一光
税務課企画員	橋本秀行	産業建設課長	植本敏雄
産業建設課員	中松秀夫	産業建設課員	三栖啓功

住民生活課長	原 宗 男	住民生活課 企画員	坂 本 巖
住民生活課 企画員	栗 田 信 孝	住民生活課 企画員	田 上 貴 子
住民生活課 企画員	木 村 陽 子	上下水道課長	植 本 亮
上下水道課 企画員	菅 谷 雄 二	教育委員会 総務課長	家 高 英 宏
教育委員会 生涯学習課長	藪 内 博 文	教育委員会 生涯学習課 企画員	谷 本 芳 明

○本日の会議に付した事件

- 日程第 1 会議録署名議員の指名について
- 日程第 2 会期の決定について
- 日程第 3 諸般の報告
- 日程第 4 報告第 1 号 上富田町税条例の一部を改正する条例
- 日程第 5 報告第 2 号 上富田町国民健康保険税条例の一部を改正する条例
- 日程第 6 報告第 3 号 平成26年度上富田町一般会計補正予算（第7号）
- 日程第 7 報告第 4 号 平成26年度上富田町一般会計繰越明許費繰越計算書
- 日程第 8 報告第 5 号 平成26年度上富田町特別会計国民健康保険事業補正予算（第2号）
- 日程第 9 報告第 6 号 平成26年度上富田町特別会計介護保険補正予算（第4号）
- 日程第10 報告第 7 号 平成26年度上富田町特別会計後期高齢者医療補正予算（第3号）
- 日程第11 報告第 8 号 平成26年度上富田町特別会計診療所事業補正予算（第2号）
- 日程第12 報告第 9 号 平成26年度上富田町特別会計宅地造成事業補正予算（第3号）
- 日程第13 報告第10号 平成26年度上富田町特別会計奨学事業補正予算（第1号）
- 日程第14 報告第11号 平成26年度上富田町特別会計農業集落排水事業補正予算（第4号）
- 日程第15 報告第12号 平成26年度上富田町特別会計公共下水道事業補正予算

(第2号)

- 日程第16 報告第13号 平成27年度上富田町特別会計介護保険補正予算(第1号)
- 日程第17 報告第14号 平成27年度上富田町特別会計宅地造成事業補正予算(第1号)
- 日程第18 報告第15号 平成27年度上富田町特別会計宅地取得資金貸付事業補正予算(第1号)
- 日程第19 報告第16号 平成27年度上富田町特別会計住宅新築資金貸付事業補正予算(第1号)
- 日程第20 議案第42号 上富田町教育委員会教育長の給与の減額支給に関する条例を廃止する条例
- 日程第21 議案第43号 町長及び副町長の給与の減額支給に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第22 議案第44号 さわやか上富田まちづくり寄付条例の一部を改正する条例
- 日程第23 議案第45号 上富田町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例
- 日程第24 議案第46号 上富田町重度心身障害児(者)医療費の支給に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第25 議案第47号 上富田町乳幼児医療費の支給に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第26 議案第48号 上富田町ひとり親家庭等医療費の支給に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第27 議案第49号 上富田町共同畜舎設置及び管理に関する条例を廃止する条例
- 日程第28 議案第50号 上富田町道の駅くちくまの設置及び管理に関する条例
- 日程第29 議案第51号 公の施設の指定管理者の指定について
- 日程第30 議案第52号 平成27年度上富田町一般会計補正予算(第1号)
- 日程第31 議案第53号 物品購入契約の締結について(道の駅くちくまの備品)
- 日程第32 議案第54号 工事請負契約の締結について(平成27年度第1号高速道路推進事業大内谷南紀の台線新設工事)
- 日程第33 議案第55号 工事請負契約の締結について(平成27年度第1号上水道事業第1浄水場自家発電設備更新工事)

△開 会 午前 9 時 3 2 分

○議長（奥田 誠）

皆さん、おはようございます。

平成 27 年第 2 回定例会を開会するに当たりまして、議員各位のご出席をいただき開会できますことを厚くお礼を申し上げます。

ただいまの出席議員は 11 名であります。

畑山議員からは欠席届が出ております。

定足数に達しておりますので、ただいまから平成 27 年第 2 回上富田町議会定例会を開会します。

日程に入るに先立ちまして、5 月から 10 月までクールビズ期間となっております。上富田町議会でも厳しい電力需給に対応し、6 月から 9 月定例会までをクールビズとしてのノーネクタイとすることを決定しております。それに伴いまして本議会はノーネクタイとさせていただきますので、ご理解をお願いいたします。

なお、暑いときは議長判断により上着をとっていただくこととなります。本日は上着をとっていただいても結構かと思えます。当局の方も上着をとっていただいても結構です。これより暫時休憩をします。

休憩 午前 9 時 3 4 分

再開 午前 9 時 4 1 分

○議長（奥田 誠）

再開します。

これより本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付したとおりであります。

△日程第 1 会議録署名議員の指名

○議長（奥田 誠）

日程第 1 会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第 119 条の規定により、議長において 5 番、九鬼裕見子君、6 番、山本明生君を指名します。

△日程第 2 会期の決定

○議長（奥田 誠）

日程第2 会期の決定の件を議題とします。

お諮りします。

本定例会の会期は、本日から6月16日までの9日間にしたいと思います。

これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（奥田 誠）

異議なしと認めます。

よって、会期は9日間に決定しました。

△日程第3 諸般の報告

○議長（奥田 誠）

日程第3 諸般の報告をさせます。

事務局長。

○議会事務局長（平田隆文）

諸般の報告をいたします。

平成27年3月定例会以降の議員活動並びに議員派遣の件及び地方自治法第121条の規定により出席要求した6月定例会の説明員については、お手元に配付しております。

次に、本定例会の一般質問の通告の締め切りは、本日6月8日午後3時までとなっておりますので、質問内容を具体的に、また討論の方式もあわせて記入の上、通告されますようお願いいたします。

以上で諸般の報告を終わります。

○議長（奥田 誠）

これで諸般の報告を終わります。

町長より発言を求められておりますので、これを許可します。

町長、小出君。

○町長（小出隆道）

おはようございます。

本日ここに平成27年第2回上富田町議会定例会を招集しましたところ、議員各位におかれましては、公私ともまことにお忙しい中ご参集を賜り、厚くお礼を申し上げます。

また、平素は町政発展のために格別のご尽力とご協力を賜り、重ねて深く感謝を申し上げます。

本年もまた梅の収穫最盛期となりました。JA紀南の梅産地情報によりますと、4月

の定点着果調査では、小梅は平年並み、古城は平年より少なく、南高梅につきましても平年比93%でやや少ない状況となっております。4月上旬、下旬の多雨、強風の影響で、灰色かび病、かいよう病、すれ傷の発生が見られると聞いています。

また、梅の消費需要が低迷していることから、関係者ともども販売対策に苦慮しているところではありますが、いずれにしましても、青梅の品質や量の安定と、よりよい価格で取引されることを願っております。

次に、大阪府出身で町内へお住まいの方から、消防ポンプ自動車購入費として3,000万円を寄附していただくことになり、昨年11月に依頼していました消防自動車ができ上がりまして、その消防自動車に町から発注しています装備品の取り付け作業が完了しています。消防車には寄贈者のお名前を入れて、今月の2日に上富田消防署に納車することができました。ご寄附をいただいた方に感謝申し上げるとともに、今後、住民の安心と安全を守る消防活動に生かしていきたいと考えております。

次に、国土交通省に道の駅の登録を申請しました道の駅くちくまのが、4月15日、国土交通省道路局で登録されました。道の駅は平成5年に創設された制度で、これまで全国に1,040駅が登録済みで、今回の登録で道の駅数は1,059になると聞いております。この施設から、地域の物産品の販売、観光案内や地域イベント情報を発信することにより、多くの方に利用していただき、地域の活性化につなげていければと考えております。

ちょっと高速道路について追加的に説明をさせていただきたいと思います。

5月28日に国土交通省近畿整備局長より発表がございまして、工事が順調していません南紀田辺インターチェンジから白浜インターチェンジまでの14キロの区間につきましては、夏の観光シーズンに合わせまして平成27年7月に先行開始する見通しであると発表をされております。ただ、開通式日はまだまだ決まっていません。そういうことで、付近の沿線になりますけれども、市町と相談しまして、関連前のプレイベントを7月5日の日に、これは日曜日なんですけれども、実施することにしてあります。ただ、このプレイベントも、費用を押さえたということだけで内容については協議中でございます。また、開通に向けて建設していました道の駅につきましては、できる限り6月中か7月の初めに完成し、8月2日に竣工式、要するに開店をさせていただきたいということで進んでおりますので、日程方だけよろしくお願ひしたいと思ひます。

また、私ごとであります、去る5月12日に第100回の和歌山県町村会総会がされ、町村会長に再任されました。議員各位のご理解とご協力のほど、今後ともよろしくお願ひを申し上げます。

次に、平成26年度の一般会計の決算状況についてご報告をさせていただきます。

長引く景気低迷や三位一体の改革等の影響もある中、大型事業である統合保育所建設事業や大内谷残土処分場整備事業等に取り組んできたところであります。財源としましては減債基金から5,950万円を取り崩しており、前年度と比較しまして3,450万円の減額で、その結果、減債基金残額は3億2,156万8,000円となります。町債の年度末現在高は63億3,142万6,000円で、前年度より8,659万5,000円の減額となっております。

なお、実質収支額は9,800万円程度の黒字決算となる見込みでございます。大変厳しい財政状況の中、議員各位のご理解とご協力、税収の確保や行財政改革に職員一丸となって取り組んだ成果によるものと評価しているところでございます。

さて、本定例会に上程し、ご審議をお願いします議案としましては、報告事項としまして条例の一部改正が2件、平成26年度の一般会計・特別会計の補正予算が9件、繰越明許費の繰越計算書が1件、平成27年度特別会計の補正予算の4件、条例の一部改正が6件、条例の制定及び廃止が3件、指定管理者の指定が1件、平成27年度一般会計補正予算が1件、工事請負契約、物品購入契約の締結が3件の計30件でございます。

なお、追加議案としましては、上富田町教育委員会教育長の任命及び西牟婁郡公平委員会委員の選任について本定例会に上程させていただきますので、何とぞご承認を賜りますようお願い申し上げます。

それでは、諸議案についてその概要をご説明申し上げます。

報告第1号につきましては、上富田町税条例の一部を改正する条例（案）でございます。この条例は、地方税法等の一部を改正する法律、地方税法施行令の一部を改正する政令が公布されたことに伴い本条例の一部を改正するもので、3月31日付で専決処分しましたので、その報告をし、承認を求めるものであります。改正の概要は、軽自動車税につき一定の環境性能を有する車にグリーン化特例を新設したことや、固定資産税における土地に係る負担調整措置について、現行の仕組みを3年間延長することに伴う改正でございます。

次に、報告第2号につきましては、上富田町国民健康保険税条例の一部を改正する条例でございます。この条例は、報告第1号と同じく、地方税法等の一部を改正する法律、地方税法施行令の一部を改正する政令が公布されたことに伴いまして本条例の一部を改正するもので、3月31日付にて専決処分しましたので、その報告をし、承認を求めるものでございます。改正の概要は、国民健康保険税の基礎課税額及び後期高齢者支援金等課税額並びに介護納付金課税額に係る課税限度額の引き上げに伴う改正でございます。

次に、報告第3号につきましては、平成26年度上富田町一般会計補正予算（第7号）でございます。今回の補正は、各事業の精査及び平成26年度の実質収支を見込ん

だ最終予算で、既定額から1億7,676万9,000円を減額し、予算総額を62億345万円と定め、3月31日付で専決処分しましたので、その報告をし、承認を求めるものでございます。

次に、報告第4号につきましては、平成26年度上富田町一般会計繰越明許費繰越計算書でございます。今回、番号制導入に係るシステム整備事業、プレミアム商品券発行事業、産業振興施設整備事業、大内谷残土処分場整備事業、球技場トイレ設置事業等について、年度内に事業が完成しなかったため平成27年度へ4億229万6,000円を繰り越しましたので、その繰越明許費について報告するものでございます。

次に、報告第5号、平成26年度上富田町特別会計国民健康保険事業補正予算（第2号）から、報告第12号、平成26年度上富田町特別会計公共下水道事業補正予算（第2号）までの特別会計に係る補正予算につきましては、各会計の精査及び実質収支を見込んだ最終予算であり、それぞれ3月31日付で専決処分をしましたので、これを報告し、承認を求めるものでございます。

次に、報告第13号から報告第16号までにつきましては、平成27年度上富田町特別会計介護保険、宅地造成事業、宅地取得資金貸付事業、住宅新築資金貸付事業の補正予算の（第1号）でございます。それぞれの会計で平成26年度の決算において歳入不足が生じたため、5月29日付で専決処分をし、前年度繰上充用金をもって充当補填しましたので、これを報告し、承認を求めるものでございます。

次に、議案第42号、上富田町教育委員会教育長の給与の減額支給に関する条例を廃止する条例（案）と議案第43号、町長及び副町長の給与の減額支給に関する条例の一部を改正する条例（案）の2議案につきましては、地方教育行政の組織及び運営に関する法律が改正され、教育長が特別職となることから、条例の廃止、一部改正を行うものでございます。

次に、議案第44号につきましては、さわやか上富田まちづくり寄付条例の一部を改正する条例（案）でございます。この条例は、寄附者の社会的投資を具体化するための事業をふやすことにより、寄附者の意思をより一層反映できるように本条例の一部を改正するものでございます。

次に、議案第45号につきましては、上富田町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例（案）でございます。この条例は、家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準の一部を改正する省令が公布されたことに伴い本条例の一部を改正するものであります。

次に、議案第46号、上富田町重度心身障害児（者）医療費の支給に関する条例の一部を改正する条例（案）から、議案第48号、上富田町ひとり親家庭等医療費の支給に

関する条例の一部を改正する条例（案）までの3議案につきましては、和歌山県の県費補助金交付要綱改正に伴い各条例を改正するものでございます。

次に、議案第49号につきましては、上富田町共同畜舎設置及び管理に関する条例を廃止する条例（案）でございます。この条例は、農林業地域改善対策事業として一定の成果を上げてきましたが、現在の大半の畜舎は使用していない状況から、本条例を廃止するものであります。

次に、議案第50号につきましては、上富田町道の駅くちくまの設置及び管理に関する条例（案）でございます。この条例は、道路利用者の利便の向上及び都市と地域の交流促進、また、地域資源を有効に活用した産業の振興と地域の活性化を図るため、本条例を制定するものであります。

次に、議案第51号につきましては、公の施設の指定管理者の指定について（案）でございます。この議案は、道の駅くちくまの設置に伴いまして、上富田町公の施設に係る指定管理者の指定手続き等に関する条例の規定により、指定管理者を指定するものであります。

次に、議案第52号につきましては、平成27年度上富田町一般会計補正予算（第1号）でございます。今回、既定額に1,194万2,000円を追加し、予算総額を6億1,494万2,000円と定めます。補正予算の主な内容は、地方創生人材支援負担金で250万円、番号制導入に係るネットワーク構築委託料で711万3,000円、文化会館舞台吊もの設備修繕料で932万円を措置しております。

次に、議案第53号につきましては、物品購入契約の締結について（道の駅くちくまの備品）でございます。道の駅くちくまの建設に伴いまして、地域振興施設に設置する電子レジスター等の備品を購入するものでございます。今回、5社の指名競争入札により、伊藤忠エネクスホームライフ関西株式会社田辺支店と1,497万7,893円で契約を締結するものであります。

次に、議案第54号につきましては、工事請負契約の締結について（平成27年度第1号高速道路推進事業大内谷南紀の台線新設工事）でございます。今回、5社の指名競争入札により、東急建設株式会社大阪支店と1億8,414万円で契約を締結するものであります。工事内容につきましては、幅員が車道7メートル、歩道2メートルで、延長857メートルの新設道路と取りつけ道路386メートルを整備するものであります。

次に、議案第55号につきましては、工事請負契約の締結について（平成27年度第1号上水道事業第1浄水場自家発電設備更新工事）でございます。今回、6社の指名競争入札により、横河ソリューションサービス株式会社関西支社と1億1,448万円で契約を締結するもので、現在設置しています自家発電設備は約42年経過をし、更新工

事を行うものでございます。工事内容につきましては、定格出力500キロボルトアンペアの自家発電設備の更新を行うものでございます。

以上が、本定例会に上程します諸議案の概要でございます。

詳細につきましては担当課長並びに企画員より説明しますので、ご審議の上ご承認を賜りますよう何とぞよろしくお願い申し上げます。

なお、4月1日付で人事異動を発令します。本定例会に出席していますので、副町長より異動発令をした課長及び企画員を紹介させます。今後ともよろしくお願い申し上げます。

○議長（奥田 誠）

副町長より発言を求められておりますので、これを許可します。

副町長、山本君。

○副町長（山本敏章）

皆さん、おはようございます。

それでは、4月1日付で人事異動を発令しましたので、課長並びに企画員を紹介させていただきます。

住民生活課長、原宗男です。

○住民生活課長（原 宗男）

原です。どうぞよろしくお願いいたします。

○副町長（山本敏章）

住民生活課企画員生活グループ、栗田信孝です。今回、昇格になります。

○住民生活課企画員（栗田信孝）

栗田です。よろしくお願いいたします。

○副町長（山本敏章）

住民生活課企画員住民グループ長の田上貴子です。今回、昇格であります。

○住民生活課企画員（田上貴子）

田上です。よろしくお願いいたします。

○副町長（山本敏章）

住民生活課住民グループ、木村陽子です。今回、昇格になります。

○住民生活課企画員（木村陽子）

木村です。よろしくお願いいたします。

○副町長（山本敏章）

会計課企画員、武田弘子です。今回、昇格であります。

○会計課企画員（武田弘子）

武田です。どうぞよろしくお願ひいたします。

○副町長（山本敏章）

なお、会計課企画員、武田弘子につきましては、会計業務遂行上、この後退席させていただきますので、ご理解のほどよろしくお願ひ申し上げます。

また、総務政策課企画員のまちづくりグループの中島正博につきましては、国の地方創生人材支援制度を活用しての非常勤職員であり、また勤務体制も変則でありますので、議場への出席は控えさせていただきます。

以上であります。今後ともどうぞよろしくお願ひ申し上げます。

○議長（奥田 誠）

暫時休憩をします。

休憩 午前10時02分

再開 午前10時03分

○議長（奥田 誠）

再開します。

△日程第4 報告第1号～日程第33 議案第55号

○議長（奥田 誠）

この際、日程第4 報告第1号、上富田町税条例の一部を改正する条例についての件から、日程第33 議案第55号、工事請負契約の締結について（平成27年度第1号上水道事業第1浄水場自家発電設備更新工事）の件まで30件を一括議題とします。

当局より提案理由の説明を求めます。

税務課長、山崎君。

○税務課長（山崎一光）

おはようございます。

私からは、報告第1号、第2号をご説明申し上げます。

報告第1号をご説明申し上げます前に、まことに恐縮、申しわけないんでございますけれども、プリントに、資料にミスが見つかりましたので、訂正しておわびを申し上げます。

報告第1号の、恐れ入ります、22ページをお開きいただきたいと思います。22ページの新旧対照表の上から6行目、旧も新も数字の7の下にアンダーラインが入ってい

るかと思いますが、旧の7の次に「の3」と入ります。ここは「同法第2条第12号の7の3」となります。何度か校正をしたんでありますが、発見できずにまことに申しわけなく、深くおわび申し上げます。後ほど差しかえをさせていただきますので、よろしくお願い申し上げます。

それでは、第1号から随時説明を申し上げます。

報告第1号、専決処分の承認を求めることについて。

地方自治法第179条第1項の規定により、下記のとおり専決処分したので、同条第3項の規定により、これを報告し承認を求める。

記。

専決第1号、上富田町税条例等の一部を改正する条例。

平成27年6月8日提出、上富田町長小出隆道。

次のページをお願いいたします。

専決第1号、上富田町税条例等の一部を改正する条例。

上富田町税条例の一部を別紙のように改正する。

平成27年3月31日専決、上富田町長小出隆道。

次のページをお願いいたします。

1ページから15ページにつきましては、今回の一部改正に係る改め分でございます。

改正の概要は、軽自動車税について一定の環境性能を有する軽自動車にグリーン化特例を新設したことや、二輪車に係る軽自動車税の税率引き上げを1年間延長したこと、固定資産税については土地に係る負担調整措置について現行の仕組みを3年間延長すること、また、番号法が平成28年1月から利用、開始されることに伴う個人番号または法人番号の規定を整備したものでございます。

新旧対照表のほうで改正箇所がわかりやすいかと思いますので、参考資料の新旧対照表でご説明申し上げます。

恐れ入りますが、16ページをお願いいたします。16ページの一番上でございます。第2条は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律、いわゆる番号法でございますが、これの改正に伴う所要の措置でございます。

第4条及び21ページの第36条の3、22ページの第50条、24ページの第57条、59条につきましては、法律改正に伴う条及び項ずれの措置でございます。

恐れ入りますが、17ページをお願いいたします。17ページから20ページの第31条につきましては、法人町民税の税率適用区分である資本金等の額に係る改正でございます。

21ページをお願いいたします。21ページ上、第33条につきましては、個人住民

税所得割の課税標準の計算において、当該譲渡所得については所得税法の計算の例によらないとする改正でございます。

23ページをお願いいたします。23ページ中ほど、第51条、それから26ページの第71条、28ページの第89条、29ページの第90条、30ページの第139条の3、31ページの149条につきましては、減免申請期限の規定及び番号法改正に伴う個人番号または法人番号の規定の整備でございます。

24ページをお願いいたします。24ページ、下のほうでございます、第63条の2、25ページの第63条の3、27ページの第74条、第74条の2、35ページの附則第10条の3につきましては、個人番号または法人番号の規定の整備に係るものでございます。

少し飛びまして、32ページをお願いいたします。32ページ、下のほうの欄でございます、第7条の3の2でございます。この条は、個人住民税における住宅ローン減税の拡充等の措置について、適用期限の延長を規定したものでございます。

33ページをお願いいたします。中ほどでございます。第9条でございます。第9条及び次のページの第9条の2は、ふるさと納税制度の積極的な活用を図るため、申告特例について規定したものでございます。

36ページをお願いいたします。36ページ、中段から下のほうでございます、第11条、第11条の2、次の37ページの第12条、39ページの第13条、40ページの第15条につきましては、固定資産税における土地に係る負担調整措置について、平成27年度から平成29年度までの3年間、現行の仕組みを継続する規定をしたものでございます。

41ページをお願いいたします。第16条でございます、軽自動車税の税率の特例につきましては、平成27年4月1日から平成28年3月31日までに新車を取得した場合に、排出ガス性能及び燃費性能のすぐれた環境負荷の小さいものについて、平成28年度分の税率を軽減するいわゆるグリーン化特例を規定したものでございます。

42ページをお願いいたします。42ページ、下のほうでございます、第16条の2は、地方たばこ税の旧3級品、エコー、わかば等でございますが、に係る特例税率を平成28年から平成31年度で段階的に引き上げ、旧3級品たばこ税の税率の特例を廃止するものでございます。

45ページをお願いいたします。45ページから48ページは、平成26年度の地方税法改正により、平成27年度分以後の軽自動車税について適用することとされていた原動付自転車及び二輪車に係る税率について適用期限を1年延長されたことと、軽自動車税のグリーン化特例が新設されたことに伴う措置でございます。

なお、附則におきまして、この条例は平成27年4月1日から施行するとしております。

また、町民税、固定資産税、軽自動車税、たばこ税、入湯税については、施行日等の経過措置を規定しております。

以上でございます。ご承認賜りますようよろしくお願い申し上げます。

続きまして、報告第2号をご説明申し上げます。

報告第2号、専決処分の承認を求めることについて。

地方自治法第179条第1項の規定により、下記のとおり専決処分したので、同条第3項の規定により、これを報告し承認を求め。

記。

専決第2号、上富田町国民健康保険税条例等の一部を改正する条例。

平成27年6月8日提出、上富田町長小出隆道。

次のページをお願いいたします。

専決第2号、上富田町国民健康保険税条例等の一部を改正する条例。

上富田町国民健康保険税条例の一部を別紙のように改正する。

平成27年3月31日専決、上富田町長小出隆道。

次のページをお願いいたします。

上富田町国民健康保険税条例等の一部を改正する条例。

上富田町国民健康保険税条例の一部改正。

上富田町国民健康保険税条例の一部を次のように改正する。

第2条第2項ただし書中「51万円」を「52万円」に改め、第3項ただし書中「16万円」を「17万円」に改め、同条第4項ただし書中「14万円」を「16万円」に改める。

第23条中「51万円」を「52万円」に、「16万円」を「17万円」に「14万円」を「16万円」に改め、同条第2号中「24万5,000円」を「26万円」に改め、同条第3号中「45万円」を「47万円」に改めるとしてございます。

今回の改正点は、国民健康保険税の基礎課税額分、後期高齢者支援課税額分、介護納付金課税額分の限度額を引き上げたことと、低所得者に対する軽減措置における軽減所得の算定についての見直しを行ったものでございます。

改正箇所につきましては、参考資料として新旧対照表を添付してございますので、恐れ入りますがお目通しをお願いいたします。

なお、附則におきまして、この条例は平成27年4月1日から施行するとしてございます。

また、1ページの下3行目から以下の部分につきましては、平成25年度において改正いたしました条例の附則における施行期日について、法律改正に伴い整理をしたものでございます。

以上、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

○議長（奥田 誠）

総務政策課企画員、水口君。

○総務政策課企画員（水口和洋）

おはようございます。

私からは、報告第3号、第4号につきましてご説明申し上げます。

報告第3号、専決処分の承認を求めることについて。

地方自治法第179条第1項の規定により、下記のとおり専決処分したので同条第3項の規定により、これを報告し承認を求めらる。

記。

専決第3号、平成26年度上富田町一般会計補正予算（第7号）。

平成27年6月8日提出、上富田町長小出隆道。

次のページをお願いいたします。

専決第3号、平成26年度上富田町一般会計補正予算（第7号）。

平成26年度上富田町の一般会計補正予算（第7号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正。

第1条、歳入歳出予算の総額から、歳入歳出それぞれ1億7,676万9,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ62億345万円とする。

2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

繰越明許費。

第2条、地方自治法第213条第1項の規定により、翌年度に繰り越して使用することができる経費は、「第2表 繰越明許費」による。

地方債の補正。

第3条、地方債の変更、廃止は、「第3表 地方債補正」による。

平成27年3月31日専決、上富田町長小出隆道。

次のページをお願いいたします。

「第1表 歳入歳出予算補正」です。

歳入につきまして、1款町税では、既定額から今回40万8,000円を減額し、14億8,951万円と定めています。

- 2款地方譲与税では、既定額から369万1,000円を減額。
3款利子割交付金では、既定額から225万9,000円を減額。
4款配当割交付金では、既定額に968万4,000円を追加。
5款株式等譲渡所得割交付金では、既定額に697万5,000円を追加。
6款地方消費税交付金では、既定額から3,917万円を減額。
7款ゴルフ場利用税交付金では、既定額から560万1,000円を減額。
8款自動車取得税交付金では、既定額から316万円を減額。
9款地方特例交付金では、既定額から77万5,000円を減額。
11款交通安全対策特別交付金では、既定額から88万9,000円を減額。
12款分担金及び負担金では、既定額に169万4,000円を追加。
13款使用料及び手数料では、既定額から119万6,000円を減額。
14款国庫支出金では、既定額から461万1,000円を減額。
15款県支出金では、既定額から1,708万円を減額。

次のページをお願いいたします。

- 16款財産収入では、既定額に19万3,000円を追加。
17款寄付金では、既定額から17万円を減額。
18款繰入金では、既定額から4,717万6,000円を減額。
20款諸収入では、既定額から5,176万4,000円を減額。
21款町債では、既定額から1,736万5,000円を減額。

歳入合計では、既定額から今回1億7,676万9,000円を減額し、62億345万円と定めています。

次に、歳出につきまして、1款議会費では、既定額から今回99万8,000円を減額し、8,660万円と定めています。

- 2款総務費では、既定額から1,890万6,000円を減額。
3款民生費では、既定額から7,368万5,000円を減額。
4款衛生費では、既定額から2,206万3,000円を減額。
5款農林水産業費では、既定額から1,507万5,000円を減額。

次のページをお願いいたします。

- 6款商工費では、既定額から200万9,000円を減額。
7款土木費では、既定額から2,744万4,000円を減額。
8款消防費では、既定額に40万3,000円を追加。
9款教育費では、既定額から1,014万円を減額。
10款災害復旧費では、既定額から557万2,000円を減額。

11款公債費では、既定額から128万円を減額。

歳出合計では、既定額から今回1億7,676万9,000円を減額し、62億345万円と定めています。

次のページをお願いいたします。

「第2表 繰越明許費」です。

年度内に事業が完成しなかったため27年度へ繰り越しを予定しています。

2款総務費の番号制導入に係るシステム整備事業で1,900万円、地方創生計画策定事業で1,085万3,000円、移住促進事業で100万円。

6款商工費のプレミアム商品券発行事業で2,928万円、観光振興事業で705万円。

7款土木費の産業振興施設整備事業で3,754万7,000円、大内谷残土処分場整備事業で2億6,257万円。

8款消防費の消防救急デジタル無線整備事業で104万8,000円、消防用車両装備機器購入事業で794万8,000円。

9款教育費の観光振興事業で300万円、球技場トイレ設置事業で2,300万円。

11事業合計では、4億229万6,000円となっております。

「第3表 地方債補正」です。

変更では、統合保育所建設事業につきましては、限度額を40万円減額し、限度額1億560万円に、道路橋梁等整備事業につきましては、限度額を40万円同じく減額し、限度額160万円に、産業振興施設整備事業につきましては、限度額に60万円を追加し、限度額4,100万円に、臨時財政対策債につきましては、限度額を46万5,000円減額し、限度額2億4,263万5,000円に、公共土木施設災害復旧事業につきましては、限度額を1,320万円減額し、限度額570万円としてございます。

次の10ページをお願いいたします。

廃止では、災害援護資金で限度額350万円は、該当がなかったことから廃止としております。

11ページをお願いいたします。

歳入歳出補正予算事項別明細書、1、総括につきましては、今回の補正は各事業の精査及び本年度の実質収支額を見込んだ最終補正となっております。このページから13ページまでの明細につきましては、恐れ入りますがお目通しをお願いいたします。

各内訳につきまして、歳出からご説明させていただきます。

27ページをお願いいたします。

歳出につきましては、1款議会費では、各経費の精査によりまして既定額から99万

8,000円を減額し、8,660万円と定めています。主なものとしましては、交際費で39万3,000円を減額してございます。

2款総務費の一般管理費では、精査により1,425万6,000円の減額をしてございます。主なものとしまして、29ページをお願いいたします、負担金、補助及び交付金で退職手当特別負担金ほか734万7,000円を減額してございます。番号制導入に係るシステム整備事業で1,900万円を27年度へ繰り越すこととしてございます。財産管理費では477万7,000円の追加で、主なものとしまして小集落改良住宅基金積立金で515万5,000円を追加してございます。防災対策費では、精査により291万5,000円を減額してございます。主なものとしまして、30ページをお願いいたします、負担金、補助及び交付金で木造住宅の耐震改修費補助金ほか215万3,000円を減額してございます。交通安全対策費では、精査により123万7,000円を減額。企画費では、精査により14万1,000円を減額。地方創生計画策定事業費ほかで1,185万3,000円を平成27年度へ繰り越すこととしてございます。みんなが学んで花ひらく口熊野かみとんだ事業費では、精査により5万4,000円を追加。次のページをお願いいたします。男女共同参画社会推進費では、精査により18万9,000円を減額。地籍調査費では、精査により5万6,000円を減額。税務総務費では6万4,000円を追加、職員手当等を措置しています。賦課徴収費では、精査により36万8,000円を減額。戸籍住民基本台帳費では、精査により50万5,000円を減額。次のページをお願いいたします。選挙管理委員会費では、精査により17万2,000円を減額。町議会議員選挙費では、精査により62万4,000円を減額。県知事選挙費では、精査により2万7,000円を減額。市ノ瀬財産区議会議員選挙費では206万9,000円を減額。次のページをお願いいたします。県議会議員選挙費では50万5,000円を減額。衆議院議員総選挙費では75万8,000円を減額。指定統計調査費では4万9,000円を追加、調査員報酬等を措置しています。次のページをお願いいたします。監査委員費では、精査により2万8,000円を減額。

3款民生費の社会福祉総務費では、精査により347万7,000円を減額。主なものとしまして、繰出金で特別会計介護保険繰出金297万2,000円を減額してございます。老人福祉費では、精査により129万2,000円を減額。障害福祉費では、精査により2,970万5,000円を減額。主なものとしまして、次の40ページをお願いいたします、扶助費で障害福祉サービス等給付費ほか2,783万4,000円を減額してございます。社会・児童福祉医療費では、精査により1,412万9,000円を減額。主なものとしまして、扶助費で乳幼児医療費ほか935万9,000円を

減額してございます。大谷総合センター運営費では、補正額はございませんが、財源内訳の変更を行ってございます。次のページをお願いいたします。児童福祉総務費では77万6,000円を減額。保育所運営費では、精査により840万5,000円を減額してございます。44ページをお願いいたします。保育所建設事業費では、精査により157万1,000円を減額。災害救助費では1,196万円を減額してございます。

4款衛生費の保健衛生総務費では722万2,000円を減額。主なものとしまして、次のページをお願いいたします、繰出金で特別会計診療所事業繰出金724万円を減額してございます。予防費では、精査により811万5,000円を減額。主なものとしまして、委託料で肺癌検診委託料ほかで688万4,000円を減額してございます。環境衛生費では、精査により242万3,000円を減額。次のページをお願いいたします。清掃総務費では、精査により430万3,000円を減額。

5款農林水産業費の農業委員会費では96万4,000円を減額。農業総務費では1,083万6,000円を減額。主なものとしまして、次の50ページをお願いいたします、繰出金で特別会計農業集落排水事業繰出金331万6,000円を減額してございます。農業振興費では、精査により153万3,000円を減額。林業総務費では、精査により174万2,000円を減額。

次の52ページをお願いいたします。

6款商工費の商工総務費では、精査により200万9,000円を減額。プレミアム商品券発行事業で2,928万円、観光振興事業で705万円を平成27年度へ繰り越すこととしてございます。

7款土木費の土木総務費では、精査により74万8,000円を減額。道路橋梁総務費では14万4,000円を追加。道路橋梁維持費では、精査により150万円を減額。次のページをお願いいたします。高速道路推進費では、精査により1,693万円を減額。産業振興施設整備事業で3,754万7,000円、大内谷残土処分場整備事業で2億6,257万円を27年度へ繰り越すこととしてございます。社会資本整備総合交付金事業費では49万9,000円を減額。河川総務費では17万円を追加してございます。河川改良費では295万6,000円を減額。都市計画費では408万円を減額。主なものとしまして、繰出金で特別会計公共下水道事業繰出金425万1,000円を減額してございます。次のページをお願いいたします。住宅管理費では114万8,000円を追加。主なものとしまして、積立金で定住促進住宅基金積立金134万1,000円を追加してございます。公営住宅建設事業費では、精査により219万3,000円を減額。

8款消防費の常備消防費では7万4,000円を減額。消防救急デジタル無線整備事

業としまして104万8,000円、消防用車両装備機器購入事業としまして794万8,000円を平成27年度へ繰り越すこととしてございます。非常備消防費では65万7,000円を追加。主なものとしまして、報償費で消防団員退職報償金ほかで192万3,000円を追加してございます。次のページをお願いいたします。水防費では、精査により18万円を減額。

9款教育費の教育委員会費では、精査により12万円を減額。事務局費では、同じく精査により35万7,000円を減額。学校管理費では、精査により398万5,000円を減額。次の60ページをお願いいたします。教育振興費では9万円を減額。中学校費の学校管理費では、精査により51万2,000円を減額してございます。次の62ページをお願いいたします。教育振興費では、精査により20万6,000円を減額。社会教育総務費では、精査により42万8,000円を減額。生涯学習事業費では、精査により31万1,000円を減額してございます。次のページをお願いいたします。公民館運営費では24万6,000円を追加。主なものとしまして、職員手当等で21万5,000円を追加してございます。人権教育推進費では、精査により136万1,000円を減額。青少年対策費では19万1,000円を追加。次のページをお願いいたします。児童館運営費では、精査により46万6,000円を減額。放課後児童対策費では、精査により23万円を減額。図書館運営費では、同じく精査により31万6,000円を減額してございます。次のページをお願いいたします。文化会館運営費では、精査により65万円を減額してございます。70ページをお願いいたします。保健体育総務費では、精査により133万1,000円を減額。観光振興事業で300万円を平成27年度へ繰り越すこととしてございます。体育施設管理費では、精査により21万4,000円を減額。球技場トイレ設置事業で2,300万円を平成27年度へ繰り越すこととしてございます。

10款災害復旧費の単独災害復旧事業費では324万2,000円を減額。主なものとしまして、入札差額によります工事請負費で320万円を減額してございます。現年発生公共土木施設災害復旧事業費では90万円を減額、同じく入札差額によります工事請負費84万円を減額してございます。2項農林水産施設災害復旧費の単独災害復旧事業費では107万円を減額、入札差額によります工事費100万円を減額してございます。次のページをお願いいたします。現年発生農業用施設災害復旧事業費では、精査により24万円を減額。現年発生農地災害復旧事業費では、精査により12万円を減額。

11款公債費の元金では、補正額はございませんが、財源内訳の変更を行ってございます。利子では128万円を減額してございます。

次の73、74ページにつきましては、今回の補正に係る給与費明細書です。恐れ入

りますがお目通しをお願いいたします。

次に、歳入につきましてご説明させていただきますので、14ページをお願いいたします。

2、歳入につきましては、今回の補正に係る財源となっております。

1款町税では、固定資産税で滞納繰越分としまして25万4,000円を減額。入湯税では15万4,000円を減額。

2款地方譲与税の地方揮発油譲与税では114万円を減額、自動車重量譲与税では255万1,000円を減額。

3款利子割交付金では225万9,000円を減額。

4款配当割交付金では968万4,000円を追加。

5款株式等譲渡所得割交付金では697万5,000円を追加。

6款地方消費税交付金では3,917万円を減額。

7款ゴルフ場利用税交付金では560万1,000円を減額。

8款自動車取得税交付金では316万円を減額。

次のページをお願いいたします。

9款地方特例交付金では77万5,000円を減額。

11款交通安全対策特別交付金では88万9,000円を減額。

12款分担金及び負担金では、民生費負担金では190万6,000円を追加、保育所運営費負担金の追加でございます。災害復旧費分担金では21万2,000円を減額。

13款使用料及び手数料の1項使用料では、合計で11万1,000円を追加。主なものとしまして、高齢者憩の家の使用料12万4,000円を追加してございます。2項手数料では、合計で130万7,000円の減額で、主なものとしましては、可燃・不燃物収集処理手数料248万4,000円を減額してございます。

次のページをお願いいたします。

14款国庫支出金の民生費国庫負担金では53万5,000円の追加で、主なものとしまして、障害者自立支援給付費負担金582万円を追加、障害児施設措置費（給付費等）負担金327万2,000円を減額してございます。2項国庫補助金では、各事業の精査により合計で481万3,000円を減額してございます。次の20ページをお願いいたします。3項の委託金では、合計で33万3,000円を減額してございます。

15款県支出金の1項県負担金では、合計で53万1,000円を追加してございます。2項県補助金では、次の22ページをお願いいたします、各事業の精査によりまして1707万2,000円を減額してございます。3項の委託金では、総務費委託金で53万9,000円を減額してございます。

16款財産収入の利子及び配当金では森林組合出資配当金10万円を、財産売払収入では合計で9万3,000円を追加してございます。

17款寄付金では合計で17万円を減額。

18款繰入金の基金繰入金では、各基金合計で、次の24ページをお願いいたします、4,509万6,000円を減額してございます。2項の財産区繰入金では208万円を減額。

20款諸収入では町預金利子で1万円を減額。納付金では3,000円を減額。雑入では、建設残土処分料5,135万6,000円ほかによりまして、合計で5,175万4,000円を減額してございます。

21款の町債では、各事業の精査によりまして、次の26ページをお願いいたします、合計で1,736万5,000円を減額してございます。

以上が3月31日付をもって専決しました内訳となっております。

何とぞご承認賜りますようよろしくお願いいたします。

続きまして、報告第4号についてご説明いたします。

報告第4号、平成26年度上富田町一般会計繰越明許費繰越計算書。

2款総務費では、番号制導入に係るシステム事業費で繰越金1,900万円、地方創生計画策定事業で1,085万3,000円、移住促進事業で100万円。

6款商工費では、プレミアム商品券発行事業で2,928万円、観光振興事業で705万円。

7款土木費では、産業振興施設整備事業で3,754万7,000円、大内谷残土処分場整備事業で2億6,257万円。

8款消防費では、消防救急デジタル無線の整備事業で104万8,000円、消防用車両装備機器購入事業で794万8,000円。

9款教育費では、観光振興事業で300万円、球技場トイレ設置事業で2,300万円。

11事業合計で4億229万6,000円となっております。

財源内訳としましては、国県支出金としまして1億306万1,000円、地方債が1,170万円、諸収入が2億6,257万円、一般財源が2,496万5,000円となっております。

平成27年6月8日提出、上富田町長小出隆道。

この報告につきましては、専決第3号の第2条によりご説明申し上げました繰越明許費について、地方自治法施行令の146条の規定に基づきまして財源内訳とともに報告するものでございます。

以上、ご承認賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（奥田 誠）

午前11時まで休憩します。

休憩 午前10時46分

再開 午前10時59分

○議長（奥田 誠）

再開します。

議場3分前の開会のサイレンがちょっと故障のため鳴らないので、また後日確認をしておきますので、よろしくお願い致します。

それと、田上企画員のほうが席の移動がありましたので、報告だけいたします。

それでは、引き続き提案理由の説明を求めます。

住民生活課長、原君。

○住民生活課長（原 宗男）

よろしくお願い致します。私からは、報告第5号から報告第8号についてご説明をいたします。

報告第5号、専決処分の承認を求めることについて。

地方自治法第179条第1項の規定により、下記のとおり専決処分したので同条第3項の規定により、これを報告し承認を求めらる。

記。

専決第4号、平成26年度上富田町特別会計国民健康保険事業補正予算（第2号）。

平成27年6月8日提出、上富田町長小出隆道。

次のページをお願いします。

専決第4号、平成26年度上富田町特別会計国民健康保険事業補正予算（第2号）。

平成26年度上富田町の特別会計国民健康保険事業補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正。

第1条、歳入歳出予算の総額から、歳入歳出それぞれ2億1,294万円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ19億8,573万4,000円とする。

2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

平成27年3月31日専決、上富田町長小出隆道。

なお、この会計における3月末の国保加入者世帯は2,734世帯です。被保険者数は4,853人となっております。

次のページをお願いします。

「第1表 歳入歳出予算補正」。

歳入です。

1 款国民健康保険税では、既定額から2,898万6,000円を減額。

3 款国庫支出金では、既定額から9,840万5,000円を減額。

4 款療養給付費交付金では、既定額に376万3,000円を追加。

5 款前期高齢者交付金では、既定額に998万6,000円を追加。

6 款県支出金では、既定額から881万6,000円を減額。

7 款共同事業交付金では、既定額から8,149万円を減額。

8 款財産収入では、既定額に1万円を追加。

9 款繰入金では、既定額から1,708万8,000円を減額。

次のページをお願いします。

1 1 款諸収入では、既定額に808万6,000円を追加。

歳入合計といたしまして、既定額から2億1,294万円を減額し、19億8,573万4,000円と定めています。

次のページをお願いします。

歳出です。

1 款総務費では、既定額から328万9,000円を減額。

2 款保険給付費では、既定額から1億6,400万4,000円を減額。

3 款後期高齢者支援金等では、既定額から516万9,000円を減額。

4 款前期高齢者納付金等では、既定額から33万6,000円を減額。

5 款老人保健拠出金では、既定額から11万円を減額。

6 款介護納付金では、既定額から625万8,000円を減額。

次のページをお願いします。

7 款共同事業拠出金では、既定額から8,188万円を減額。

8 款保健事業費では、既定額から964万2,000円を減額。

9 款基金積立金では、既定額に6,001万円を追加。

1 1 款諸支出金では、既定額から126万2,000円を減額。

1 2 款予備費では、既定額から100万円を減額。

歳出合計といたしまして、既定額から2億1,294万円を減額し、19億8,57

3万4,000円と定めています。

次のページをお願いします。

6ページ、7ページの歳入歳出補正予算事項別明細書、1、総括につきましては、お目通しのほどよろしくお願いいたします。

8ページをお願いいたします。

2、歳入です。

1款国民健康保険税、1目一般被保険者国民健康保険税では、1,860万6,000円の減額。主なものとしまして、医療給付費分現年課税分1,674万8,000円を減額しています。2目退職被保険者等国民健康保険税では1,038万円の減額。主なものとしまして、医療給付費分現年課税分698万7,000円を減額しています。

次のページをお願いします。

3款国庫支出金、1項国庫負担金では、合計で5,946万8,000円を減額しています。主なもので、療養給付費負担金4,775万8,000円の減額、高額医療費共同事業負担金878万8,000円を減額しています。2項国庫補助金、1目財政調整交付金では、3,893万7,000円の減額。

4款療養給付費交付金、1目療養給付費交付金では、376万3,000円を追加しています。

次のページをお願いします。

5款前期高齢者交付金、1目前期高齢者交付金では、998万6,000円を追加。

6款県支出金、1項県負担金では、合計で800万1,000円の減額。2項県補助金、1目財政対策補助金では、81万5,000円の減額。

10ページ、11ページの共同事業交付金では、合計で8149万円を減額しています。

8款財産収入、1目利子及び配当金では、1万円の追加。

9款繰入金、1項他会計繰入金、1目一般会計繰入金では、303万7,000円の減額。2項基金繰入金、1目国民健康保険基金繰入金では、1,405万1,000円を減額しています。基金の繰り入れの必要がございませんので、全額を減額してございます。

次のページをお願いします。

11款諸収入、1項延滞金、加算金及び過料では、609万5,000円を追加しています。2項町預金利子では、1,000円の減額。3項雑入では、合計で199万2,000円を追加しています。主なもので、一般被保険者第三者納付金168万7,000円を追加しています。

次のページをお願いします。

歳出です。

1 款総務費、1 項総務管理費では、合計で3 5 0 万 5, 0 0 0 円を減額しています。主なもので、委託料3 1 8 万 2, 0 0 0 円を減額しています。2 項徴税費では、時間外手当2 5 万円を追加しています。

次のページをお願いします。

3 項運営協議会費では、精査により3 万 4, 0 0 0 円を減額しています。

2 款保険給付費、1 項療養諸費では、合計で1 億 1, 4 7 2 万 4, 0 0 0 円を減額。次のページをお願いします。2 項高額療養費では、合計で4, 8 8 6 万 1, 0 0 0 円を減額しています。それぞれ財源内訳の見直しと精査により減額を行っています。4 項出産育児諸費では、1, 0 0 0 円の追加。次のページをお願いします。5 項葬祭諸費では、精査により4 2 万円を減額してございます。

3 款後期高齢者支援金等、4 款前期高齢者納付金等、次の1 7 ページをお願いします、5 款老人保健拠出金につきましては、それぞれの額の決定により減額を行っています。

介護納付金につきましては、6 2 5 万 8, 0 0 0 円の減額。

7 款共同事業拠出金につきましては、8, 1 8 8 万円を減額しています。

次のページをお願いします。

8 款保健事業費、1 項特定健康診査等事業費、1 目特定健康診査等事業費では、5 5 8 万 3, 0 0 0 円の減額。精査により減額をしてございます。2 項保健事業費、1 目保健衛生普及費では、4 0 5 万 9, 0 0 0 円の減額。同じく精査により減額を行ってございます。

次のページをお願いします。

9 款基金積立金につきましては、国民健康保険基金積立金として6, 0 0 1 万円を追加してございます。これにより、平成2 6 年度末の基金残高は、2 億 4, 0 0 5 万 2, 1 0 7 円になると見込んでいます。

1 1 款諸支出金、1 項償還金及び還付加算金では、1 5 8 万 4, 0 0 0 円の減額。2 項返還金では、3 2 万 2, 0 0 0 円を追加しています。

次のページをお願いします。

1 2 款予備費では、1 0 0 万円を減額してございます。

次の2 1 ページ、2 2 ページの給与費明細書につきましては、恐れ入りますがお目通しのほどよろしく願いいたします。

続いて、報告第6 号をお願いします。

報告第6 号、専決処分の承認を求めることについて。

地方自治法第179条第1項の規定により、下記のとおり専決処分したので同条第3項の規定により、これを報告し承認を求める。

記。

専決第5号、平成26年度上富田町特別会計介護保険補正予算（第4号）。

平成27年6月8日提出、上富田町長小出隆道。

次のページをお願いします。

専決第5号、平成26年度上富田町特別会計介護保険補正予算（第4号）。

平成26年度上富田町の特別会計介護保険補正予算（第4号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正。

第1条、歳入歳出予算の総額から、歳入歳出それぞれ243万1,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ13億3,837万9,000円とする。

2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

地方債の補正。

第2条、地方債の変更は、「第2表 地方債補正」による。

平成27年3月31日専決、上富田町長小出隆道。

この会計における3月末の第1号被保険者数は3,690名で、認定者数は822名、受給者数は671名となっております。

次のページをお願いします。

「第1表 歳入歳出予算補正」。

歳入です。

1款保険料では、既定額に250万8,000円を追加。

2款使用料及び手数料では、既定額から1,000円の減額。

3款国庫支出金では、既定額から175万4,000円を減額。

4款支払基金交付金では、既定額に1,000円を追加。

5款県支出金では、既定額に1,000円を追加。

6款財産収入では、既定額から2,000円を減額。

7款繰入金では、既定額から297万2,000円を減額。

9款諸収入では、既定額に97万2,000円を追加。

次のページをお願いします。

10款町債では、既定額から118万4,000円を減額。

歳入合計といたしまして、既定額から243万1,000円を減額し、13億3,8

37万9,000円と定めています。

次のページをお願いします。

歳出です。

1款総務費では、既定額から31万2,000円を減額。

2款保険給付費では、既定額に19万2,000円を追加。

3款公債費では、既定額から150万円を減額。

4款地域支援事業費では、既定額から71万円を減額。

5款諸支出金では、既定額から10万1,000円を減額。

次のページをお願いします。

歳出合計といたしまして、既定額から243万1,000円を減額し、13億3,837万9,000円と定めています。

次のページをお願いします。

「第2表 地方債補正」。

変更でございます。

起債の目的、財政安定化基金貸付金。補正前限度額688万4,000円。起債の方法、普通貸借。利率、無利子でございます。償還の方法、和歌山県介護保険財政安定化基金の貸し付け条件による。ただし、町財政の都合により償還期限を短縮し、または繰り上げ償還することができる。補正後でございます。限度額を570万円に変更してございます。起債の方法、利率、償還の方法につきましては、補正前と同じでございます。

次の7ページ、8ページの歳入歳出補正予算事項別明細書、1、総括につきましては、お目通しのほどよろしくお願いいたします。

9ページをお願いします。

2、歳入です。

1款保険料、1目第1号被保険者保険料では、250万8,000円を追加。

2款使用料及び手数料では、1,000円を減額。

3款国庫支出金、2項国庫補助金では、合計で175万4,000円を減額。

4款支払基金交付金、2目地域支援事業支援交付金では、1,000円を追加しています。

次のページをお願いします。

5款県支出金、1項県負担金、1目介護給付費負担金では、1,000円の減額。2項県補助金、1目介護予防事業交付金では、2,000円を追加。

6款財産収入では、2,000円の減額をしてございます。介護給付費準備基金の預金利子でございます。

7款繰入金、1項一般会計繰入金では、次のページをお願いします、合計で297万2,000円を減額しています。

9款諸収入、1項町預金利子では、1,000円の減額。2項雑入では、97万3,000円を追加してございます。主なもので、新予防給付サービス計画費収入72万7,000円を追加してございます。

10款町債、1目財政安定化基金貸付金では、118万4,000円を減額してございます。

次のページをお願いします。12ページです。

3、歳出です。

1款総務費、1項総務管理費では、61万6,000円の減額。それぞれの所要の経費の精査を行ってございます。次のページをお願いします。2項徴収費、3項介護認定調査費につきましては、それぞれの所要の経費の精査を行ってございます。

2款保険給付費、1項介護サービス等諸費につきましては、要介護認定者に係る分でございます。次の14ページをお願いします。合計で200万円を減額しています。それぞれの介護サービス費の精査を行ってございます。2項介護予防サービス等諸費につきましては、要支援認定者に係る分でございます。15ページをお願いします。合計で94万6,000円を減額しています。それぞれの介護予防サービス費の精査を行ってございます。3項その他諸費では、1万9,000円を追加。4項高額介護サービス等費では、76万6,000円を追加しています。次のページをお願いします。5項高額医療合算介護サービス等費では、214万1,000円を追加。6項特定入所者介護サービス等費につきましては、施設入所者の食事、居住費に係る分でございます。21万2,000円を追加しています。

公債費につきましては、一時借入金がございませんでしたので、150万円を減額してございます。

次のページをお願いします。

4款地域支援事業費、1項介護予防・日常生活支援総合事業費では、それぞれの所要の経費の精査により29万8,000円を減額しています。2項包括的支援事業・任意事業費につきましては、次の18ページ、19ページをお願いします、それぞれの所要の経費の精査によりまして41万2,000円を減額しています。

5款諸支出金、2目保険料還付金では、10万1,000円を減額してございます。

次の20ページをお願いします。

20ページ、21ページの給与費明細書につきましては、恐れ入りますがお目通しのほどよろしくお願いいたします。

続いて、報告第7号をお願いいたします。

報告第7号、専決処分の承認を求めることについて。

地方自治法第179条第1項の規定により、下記のとおり専決処分したので同条第3項の規定により、これを報告し承認を求める。

記。

専決第6号、平成26年度上富田町特別会計後期高齢者医療補正予算（第3号）。

平成27年6月8日提出、上富田町長小出隆道。

次のページをお願いします。

専決第6号、平成26年度上富田町特別会計後期高齢者医療補正予算（第3号）。

平成26年度上富田町の特別会計後期高齢者医療補正予算（第3号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正。

第1条、歳入歳出予算の総額から、歳入歳出それぞれ604万6,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ2億6,157万8,000円とする。

2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

平成27年3月31日専決、上富田町長小出隆道。

なお、この会計における3月末の被保険者数は1,924名となっております。

次のページをお願いします。

「第1表 歳入歳出予算補正」。

歳入です。

1款保険料では、既定額から510万9,000円を減額。

2款繰入金では、既定額から137万4,000円を減額。

4款諸収入では、既定額に43万7,000円を追加。

歳入合計といたしまして、既定額から604万6,000円を減額し、2億6,157万8,000円と定めています。

次のページをお願いします。

歳出です。

1款総務費では、既定額から35万5,000円を減額。

2款後期高齢者医療広域連合納付金では、既定額から554万5,000円を減額。

3款保健事業費では、既定額から9,000円を減額。

4款公債費では、既定額から18万8,000円を減額。

5款諸支出金では、既定額に5万1,000円を追加。

歳出合計といたしまして、既定額から604万6,000円を減額し、2億6,157万8,000円と定めています。

次の4ページ、5ページの歳入歳出補正予算事項別明細書、1、総括につきましては、お目通しのほどよろしく願いいたします。

6ページをお願いします。

2、歳入です。

1款保険料、1目後期高齢者保険料では、510万9,000円の減額。

2款繰入金、1目一般会計繰入金では、137万4,000円の減額。

4款諸収入につきましては、それぞれ精査を行ってございます。

8ページをお願いします。

3、歳出です。

1款総務費、1項総務管理費では、15万6,000円の減額。2項徴収費では、19万9,000円の減額をしています。

2款後期高齢者医療広域連合納付金では、負担金の確定により554万5,000円を減額しています。

次のページをお願いします。

3款保健事業費では、人間ドック補助金9,000円を減額してございます。

4款公債費につきましては、一時金の借入れがございませんでしたので、18万8,000円全額を減額してございます。

5款諸支出金につきましては、過年度保険料還付金5万1,000円を追加してございます。

続いて、報告第8号をお願いいたします。

報告第8号、専決処分の承認を求めることについて。

地方自治法第179条第1項の規定により、下記のとおり専決処分したので同条第3項の規定により、これを報告し承認を求めらる。

記。

専決第7号、平成26年度上富田町特別会計診療所事業補正予算（第2号）。

平成27年6月8日提出、上富田町長小出隆道。

次のページをお願いします。

専決第7号、平成26年度上富田町特別会計診療所事業補正予算（第2号）。

平成26年度上富田町の特別会計診療所事業補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正。

第1条、歳入歳出予算の総額から、歳入歳出それぞれ782万3,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ3,559万9,000円とする。

2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

平成27年3月31日専決、上富田町長小出隆道。

次のページをお願いします。

「第1表 歳入歳出予算補正」。

歳入です。

1款診療収入では、既定額から39万4,000円を減額。

2款使用料及び手数料では、既定額から19万円を減額。

3款繰入金では、既定額から724万円を減額。

4款諸収入では、既定額に1,000円を追加。

歳入合計といたしまして、既定額から782万3,000円を減額し、3,559万9,000円と定めています。

次のページをお願いします。

歳出です。

1款総務費では、既定額から363万3,000円を減額。

2款医業費では、既定額から396万5,000円を減額。

3款公債費では、既定額から22万5,000円を減額。

歳出合計といたしまして、既定額から782万3,000円を減額し、3,559万9,000円と定めています。

次の4ページ、5ページの歳入歳出補正予算事項別明細書、1、総括につきましては、お目通しのほどよろしく願いいたします。

6ページをお願いします。

2、歳入です。

1款診療収入、1項外来収入では、合計で14万4,000円を追加しています。2項その他の診療収入では、53万8,000円を減額しています。

2款使用料及び手数料では、19万円を減額してございます。

次のページをお願いします。

3款繰入金では、一般会計繰入金で724万円を減額してございます。

4款諸収入につきましては、1,000円を追加してございます。

次のページをお願いします。

3、歳出です。

8 ページ、9 ページの 1 款総務費につきましては、所要の経費の精査を行い、合計で 3 6 3 万 3, 0 0 0 円を減額しています。

2 款医業費につきましても所要の経費の精査を行い、合計で 3 9 6 万 5, 0 0 0 円を減額してございます。

次の 1 0 ページをお願いします。

3 款公債費につきましては、一時金の借り入れがございませんでしたので、全額 2 2 万 5, 0 0 0 円を減額してございます。

以上、ご承認賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長（奥田 誠）

産業建設課企画員、三栖君。

○産業建設課企画員（三栖啓功）

私のほうからは、報告第 9 号についてご説明させていただきます。

報告第 9 号、専決処分の承認を求めることについて。

地方自治法第 1 7 9 条第 1 項の規定により、下記のとおり専決処分したので同条第 3 項の規定により、これを報告し承認を求める。

記。

専決第 8 号、平成 2 6 年度上富田町特別会計宅地造成事業補正予算（第 3 号）。

平成 2 7 年 6 月 8 日提出、上富田町長小出隆道。

次のページをお願いします。

専決第 8 号、平成 2 6 年度上富田町特別会計宅地造成事業補正予算（第 3 号）。

平成 2 6 年度上富田町の特別会計宅地造成事業補正予算（第 3 号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正。

第 1 条、歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ 3, 1 7 6 万 5, 0 0 0 円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 7 億 5, 2 3 0 万 8, 0 0 0 円とする。

2 項、歳入歳出予算の補正の款・項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

平成 2 7 年 3 月 3 1 日専決、上富田町長小出隆道。

1 ページをお願いします。

「第 1 表 歳入歳出予算補正」。

歳入。

款 2 諸収入、収益事業収入及び雑入として 3, 1 7 6 万 5, 0 0 0 円を増額しております。歳入歳出合計としては、既定額から 3, 1 7 6 万 5, 0 0 0 円を増額して、7 億

5, 230万8, 000円と定めております。

歳出。

1 款宅地造成費、宅地造成管理費として3, 826万5, 000円を増額しております。2 款公債費として650万円を減額しております。歳出合計としましては、既定額から3, 176万5, 000円を増額して、7億5, 230万8, 000円と定めております。

3 ページ目の歳入歳出補正予算事項別明細書につきましては、お目通しをお願いします。

4 ページをお願いします。

2、歳入につきまして、2 款諸収入として宅地造成事業収入3, 086万7, 000円を増額しております。雑入としては89万8, 000円を増額しております。諸収入合計につきましては、既定額から3, 176万5, 000円を増額して、7億5, 229万8, 000円としております。

5 ページをお願いします。

歳出につきまして、1 款として宅地造成費、1 目宅地造成事業費として3, 596万3, 000円を減額しております。2 目残土処理場事業費として7, 422万8, 000円を増額しております。計といたしまして、既定額から3, 826万5, 000円を増額して、3億5, 440万5, 000円としております。

2 款公債費として、利子として650万を減額しております。

以上、承認賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（奥田 誠）

教育委員会生涯学習課長、藪内君。

○教育委員会生涯学習課長（藪内博文）

よろしくお願い申し上げます。私のほうからは、報告第10号についてご説明申し上げます。報告第10号、専決処分の承認を求めることについて。

地方自治法第179条第1項の規定により、下記のとおり専決処分したので同条第3項の規定により、これを報告し承認を求め。

記。

専決第9号、平成26年度上富田町特別会計奨学事業補正予算（第1号）。

平成27年6月8日提出、上富田町長小出隆道。

次のページをお願いします。

専決第9号、平成26年度上富田町特別会計奨学事業補正予算（第1号）。

平成26年度上富田町の特別会計奨学事業補正予算（第1号）は、次に定めるところ

による。

歳入歳出予算の補正。

第1条、歳入歳出予算の総額から、歳入歳出それぞれ9万9,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ862万6,000円とする。

2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

平成27年3月31日専決、上富田町長小出隆道。

次のページをお願いします。

「第1表 歳入歳出予算補正」。

歳入です。

1款財産収入、1項財産運用収入で、既定額から今回1万8,000円を減額。

2款の繰越金、1項繰越金、既定額から今回1,000円を減額。

3款諸収入、1項延滞金、加算金及び過料、既定額から今回1,000円を減額。2項の町預金利子、既定額から今回1,000円を減額。3項の貸付金元利収入、既定額に今回12万円を追加。

歳入合計といたしまして、既定額に今回9万9,000円を追加し、862万6,000円と定めてございます。

歳出です。

歳出では、1款総務費で、既定額に今回9万9,000円を追加。

歳出合計といたしまして、既定額に今回9万9,000円を追加し、862万6,000円と定めております。

次のページをお願いします。

なお、歳入歳出補正予算事項別明細書、総括につきましては、お目通しをお願いします。

次のページをお願いします。4ページになります。

歳入でございます。

1款財産収入、1目利子及び配当金で1万8,000円を減額。奨学基金利子でございます。

2款の繰越金、1目繰越金で1,000円を減額。

3款の諸収入、1目延滞金で1,000円を減額。2項の町預金利子、1目町預金利子で1,000円を減額。3項1目奨学事業貸付金元利収入で12万円を追加。奨学金元金収入現年分として1件9万6,000円を追加してございます。これは繰上償還分でございます。それから元利収入滞繰分で1件2万4,000円を追加措置してござい

ます。最終償還件数としまして46件分を見込んでございます。

次のページをお願いします。

3、歳出。

1款総務費、1目一般管理費で9万9,000円を追加措置しております。主なものは、21節の貸付金で132万円を減額、最終貸し付け件数は30件となっております。大学・短大で17件、高校で3件となっております。25節積立金で奨学基金として142万4,000円を追加してございます。なお、当該年度末の基金見込み額は769万3,798余円を見込んでございます。

以上でございます。ご承認賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（奥田 誠）

上下水道課長、植本君。

○上下水道課長（植本 亮）

私からは、報告第11号、報告第12号についてご説明申し上げます。

報告第11号、専決処分の承認を求めることについて。

地方自治法第179条第1項の規定により、下記のとおり専決処分をしたので同条第3項の規定により、これを報告し承認を求めらる。

記。

専決第10号、平成26年度上富田町特別会計農業集落排水事業補正予算（第4号）。

平成27年6月8日提出、上富田町長小出隆道。

次のページをお願いします。

専決第10号、平成26年度上富田町特別会計農業集落排水事業補正予算（第4号）。

平成26年度上富田町の特別会計農業集落排水事業補正予算（第4号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正。

第1条、歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ367万7,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1億8,573万3,000円とする。

2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

平成27年3月31日専決、上富田町長小出隆道。

次のページをお願いします。

「第1表 歳入歳出予算補正」。

歳入です。

1款分担金及び負担金、既定額に137万2,000円を追加。

2款使用料及び手数料、既定額から173万1,000円を減額。

3款繰入金、既定額から331万6,000円を減額。

4款諸収入、既定額から2,000円を減額。

歳入合計といたしましては、既定額から367万7,000円を減額して、1億8,573万3,000円と定めております。

次のページをお願いします。

歳出です。

1款農業集落排水事業費、既定額から355万2,000円を減額。

2款公債費、既定額から12万5,000円を減額。

歳出合計といたしましては、既定額から367万7,000円を減額して、1億8,573万3,000円と定めております。

次の4ページ、5ページ、事項別明細書につきましては、お目通しのほどをよろしくをお願いします。

6ページをお願いします。

2、歳入。

1款分担金及び負担金、農業集落排水事業負担金、既定額に137万2,000円を追加して240万9,000円としております。これについては、新規加入4基増設に伴う増額となっております。

2款使用料及び手数料、農業集落排水使用料、既定額から173万1,000円を減額して4,489万7,000円としております。

3款繰入金、一般会計繰入金、既定額から331万6,000円を減額して1億3,842万1,000円と定めております。

4款諸収入、町預金利子、既定額から1,000円を減額してゼロ円としております。

4款諸収入、雑入、既定額から1,000円を減額して6,000円としております。電柱の占用使用料であります。

次のページをお願いします。

3、歳出。

1款農業集落排水事業、総務費、既定額から65万6,000円を減額して995万4,000円としております。主なものといたしましては、職員手当等、時間外勤務手当17万2,000円の減額、事業費の確定による汚水処理施設維持管理委託料33万7,000円の減額であります。2、施設維持管理費、既定額から289万6,000円を減額してしております。これにつきましては、各地区の施設維持管理費の精査による減額であります。主なものといたしましては、需用費、光熱水費の147万1,000円

の減額であります。計といたしましては、既定額から355万2,000円を減額して6,808万4,000円としております。

次のページをお願いいたします。

2款公債費、利子、既定額から12万5,000円を減額して2,950万1,000円と定めております。これにつきましては、一時借入金の利子の減額でございます。

9ページの給与明細書につきましては、お目通しのほどをよろしくをお願いいたします。続きまして、報告第12号、専決処分の承認を求めることについて。

地方自治法第179条第1項の規定により、下記のとおり専決処分をしたので同条第3項の規定により、これを報告し承認を求める。

記。

専決第11号、平成26年度上富田町特別会計公共下水道事業補正予算（第2号）。

平成27年6月8日提出、上富田町長小出隆道。

次のページをお願いします。

専決第11号、平成26年度上富田町特別会計公共下水道事業補正予算（第2号）。

平成26年度上富田町の特別会計公共下水道事業補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正。

第1条、歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ2,158万8,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ2億8,163万2,000円とする。

2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

地方債の補正。

第2条、地方債の変更は、「第2表 地方債補正」による。

平成27年3月31日専決、上富田町長小出隆道。

次のページをお願いいたします。

「第1表 歳入歳出予算補正」。

歳入でございます。

1款分担金及び負担金、既定額に652万6,000円を追加。

2款使用料及び手数料、既定額に173万2,000円を追加。

3款国庫支出金、既定額から900万円を減額。

5款財産収入、既定額に3,000円を追加。

6款繰入金、既定額から704万7,000円を減額。

8款諸収入、既定額から2,000円を減額。

9款町債、既定額から1,380万円を減額。

歳入合計といたしましては、既定額から2,158万8,000円を減額し、2億8,163万2,000円と定めております。

4ページをお願いいたします。

歳出でございます。

1款公共下水道事業費、既定額から2,026万4,000円を減額。

2款公債費、既定額から132万4,000円を減額。

歳出合計といたしましては、既定額から2,158万8,000円を減額し、2億8,163万2,000円と定めております。

5ページをお願いします。

「第2表 地方債補正」でございます。

変更でございます。地方債の変更でございます。事業費の確定により限度額6,350万円から1,380万円を減額し、4,970万円と定めております。

次のページをお願いします。

6ページ、7ページの事項別明細書につきましては、お目通しのほどをよろしく願います。

8ページをお願いします。

2、歳入。

1款分担金及び負担金、公共下水道受益者負担金、既定額に652万6,000円を追加して1,350万円と定めております。

2款使用料及び手数料、公共下水道使用料、既定額に173万2,000円を追加して3,725万5,000円と定めております。

3款国庫支出金、公共下水道事業費国庫補助金、既定額から900万円を減額して5,100万としております。

5款財産収入、利子及び配当金、既定額に3,000円を追加して21万3,000円としております。

6款繰入金、一般会計繰入金といたしまして、既定額から425万1,000円を減額して1億2,040万6,000円と定めております。

次のページをお願いします。

6款繰入金、下水道事業基金繰入金といたしましては、既定額から279万6,000円を減額して785万2,000円としてございます。

8款諸収入、町預金利子、既定額から1,000円を減額してゼロ円としております。

8款諸収入、雑入といたしましては、既定額から1,000円を減額し、ゼロ円として

おります。

9款町債、公共下水道事業債につきましては、既定額から1,380万円を減額して4,970万円としてございます。

次のページをお願いします。

3、歳出でございませう。

1款公共下水道事業費、公共下水道事業費につきましては、既定額から987万4,000円を減額し、1億4,940万1,000円としております。主なものといたしましては、下水道管布設工時請負費の2,276万6,000円の減額であります。積立金につきましても精査をし、1,343万5,000円の増額をしております。これによりまして、平成26年度末の基金総額につきましては2億4,038万8,550円となる見込みでございませう。次、施設維持管理費でございませう、既定額から1,039万を減額して2,230万5,000円としております。これにつきましては、浄化センター朝来汚水中継ポンプ等の維持管理費の精査による減額でございませう。計といたしましては、既定額から2,026万4,000円を減額し、1億7,170万6,000円と定めております。

2款公債費、利子、既定額から132万4,000円を減額し、3,683万6,000円としております。これにつきましては、償還金利子と一時借入金の利子であります。

12ページの給与明細書につきましては、お目通しのほどをよろしくお願ひいたしませう。

以上、承認賜りますようよろしくお願ひ申し上げます。

○議長（奥田 誠）

午後1時30分まで休憩します。

休憩 午前11時52分

再開 午後 1時28分

○議長（奥田 誠）

再開します。

午前に引き続き、提案理由の説明を求めます。

住民生活課長、原君。

○住民生活課長（原 宗男）

よろしくお願ひいたします。

報告第13号についてご説明いたします。

報告第13号、専決処分の承認を求めることについて。

地方自治法第179条第1項の規定により、下記のとおり専決処分したので同条第3項の規定により、これを報告し承認を求める。

記。

専決第12号、平成27年度上富田町特別会計介護保険補正予算（第1号）。

平成27年6月8日提出、上富田町長小出隆道。

次のページをお願いします。

専決第12号、平成27年度上富田町特別会計介護保険補正予算（第1号）。

平成27年度上富田町の特別会計介護保険補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正。

第1条、歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ90万7,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ13億3,206万6,000円とする。

2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

平成27年5月29日専決、上富田町長小出隆道。

次のページをお願いします。

「第1表 歳入歳出予算補正」。

歳入です。

1款保険料では、補正前の額に90万7,000円を追加。歳入合計といたしまして、補正前の額に90万7,000円を追加し、13億3,206万6,000円と定めています。

続いて歳出です。

5款前年度繰上充用金では、補正前の額に90万7,000円を追加。歳出合計といたしまして、補正前の額に90万7,000円を追加し、13億3,206万6,000円と定めています。

次の3ページから5ページの歳入歳出補正予算事項別明細書、1、総括につきまして、お目通しのほどよろしくお願ひいたします。

6ページ、7ページをお願いします。

2、歳入です。

1款保険料、1目第1号被保険者保険料では、90万7,000円を追加。平成26

年度の介護保険事業で90万7,000円の赤字となり、繰上充用することになりましたので、その不足分を保険料で補填をしてございます。

続いて、3、歳出です。

5款前年度繰上充用金、1目前年度繰上充用金90万7,000円。平成26年度の赤字分を繰上充用してございます。

以上、ご承認賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長（奥田 誠）

産業建設課企画員、三栖君。

○産業建設課企画員（三栖啓功）

私のほうからは、報告第14号についてご説明をさせていただきます。

報告第14号、専決処分の承認を求めることについて。

地方自治法第179条第1項の規定により、下記のとおり専決処分したので同条第3項の規定により、これを報告し承認を求めらる。

記。

専決第13号、平成27年度上富田町特別会計宅地造成事業補正予算（第1号）。

平成27年6月8日提出、上富田町長小出隆道。

次のページをお願いします。

専決第13号、平成27年度上富田町特別会計宅地造成事業補正予算（第1号）。

平成27年度上富田町の特別会計宅地造成事業補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正。

第1条、歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ3億9,844万2,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ6億2,338万6,000円とする。

2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

一時借入金の補正。

第2条、一時借入金の借入の最高額に4億円を追加し、一時借入金の借入れの最高額を5億円とする。

平成27年5月29日専決、上富田町長小出隆道。

2ページをお願いします。

「第1表 歳入歳出予算補正」。

歳入。

3款諸収入、収益事業収入及び雑入として、補正前の額に3億9,844万2,00

0円を追加しております。

歳出。

2款公債費として、補正前の額に500万円を追加しております。

3款前年度繰上充用金として、3億9,344万2,000円を追加しております。

歳出合計としまして、補正前の額に3億9,844万2,000円を追加し、6億2,338万6,000円と定めております。

次の3ページ、4ページ、5ページの歳入歳出補正予算事項別明細書につきましては、お目通しをお願いします。

6ページをお願い申し上げます。

2、歳入につきまして、3款諸収入として宅地造成事業収入、補正前の額に3億9,844万2,000円を追加しております。計といたしまして、補正前の額に3億9,844万2,000円を追加し、5億7,337万6,000円としております。

8ページをお願いします。

3、歳出につきまして、2款として公債費、利子として補正前の額に500万円を追加しております。計といたしまして、650万円と定めています。

3款として前年度繰上充用金は、補正前の額に3億9,344万2,000円を追加しております。

参考といたしまして、26年度は3億9,709万3,000円でございます。

以上、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

○議長（奥田 誠）

総務政策課企画員、撫養君。

○総務政策課企画員（撫養充洋）

私のほうからは、報告第15号及び報告第16号についてご説明いたします。

まず、報告第15号、専決処分の承認を求めることについて。

地方自治法第179条第1項の規定により、下記のとおり専決処分したので同条第3項の規定により、これを報告し承認を求めらる。

記。

専決第14号、平成27年度上富田町特別会計宅地取得資金貸付事業補正予算（第1号）。

平成27年6月8日提出、上富田町長小出隆道。

次のページ、お願いいたします。

専決第14号、平成27年度上富田町特別会計宅地取得資金貸付事業補正予算（第1号）でございます。

平成27年度上富田町の特別会計宅地取得資金貸付事業補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正。

第1条、歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ392万4,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ579万7,000円とする。

2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

一時借入金。

第2条、地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は500万円と定める。

平成27年5月29日専決、上富田町長小出隆道。

2ページをお願いいたします。

「第1表 歳入歳出予算補正」。

歳入でございます。

1款諸収入、補正前の額に392万4,000円を追加し、579万7,000円と定めています。歳入合計といたしましては、補正前の額に392万4,000円を追加し、579万7,000円と定めております。

歳出でございます。

1款公債費、補正前の額に5万円を追加し、192万3,000円と定めております。2款前年度繰上充用金、今回新たに387万4,000円を計上いたしております。歳出合計といたしましては、補正前の額に392万4,000円を追加し、579万7,000円と定めております。

次の3ページから5ページ、歳入歳出補正予算事項別明細書、1、総括につきましては、恐れ入りますがお目通しをお願いいたします。

6ページ、7ページをお願いいたします。

2、歳入。

1款諸収入、1目宅地取得資金貸付金元利収入、補正前の額に392万4,000円を追加し、579万7,000円と定めております。

3、歳出。

1款公債費、2目利子、補正前の額に5万円を追加し、20万4,000円と定めております。合計としましては、補正前の額に5万円を追加し、192万3,000円と定めております。

2款前年度繰上充用金、今回新たに387万4,000円を追加計上いたしております。

す。

続きまして、報告第16号についてご説明申し上げます。

報告第16号、専決処分の承認を求めることについて。

地方自治法第179条第1項の規定により、下記のとおり専決処分したので同条第3項の規定により、これを報告し承認を求める。

記。

専決第15号、平成27年度上富田町特別会計住宅新築資金貸付事業補正予算（第1号）。

平成27年6月8日提出、上富田町長小出隆道。

1ページをお願いいたします。

専決第15号、平成27年度上富田町特別会計住宅新築資金貸付事業補正予算（第1号）でございます。

平成27年度上富田町の特別会計住宅新築資金貸付事業補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正。

第1条、歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ3,872万5,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ4,541万5,000円とする。

2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

一時借入金。

第2条、地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は4,500万円と定める。

平成27年5月29日専決、上富田町長小出隆道。

2ページをお願いいたします。

「第1表 歳入歳出予算補正」でございます。

歳入。

1款諸収入、補正前の額に3,872万5,000円を追加し、4,541万5,000円と定めております。歳入合計といたしましては、補正前の額に3,872万5,000円を追加し、4,541万5,000円と定めております。

歳出でございます。

1款公債費、補正前の額に45万円を追加し、714万円と定めております。2款前年度繰上充用金、今回新たに3,827万5,000円を計上いたしております。歳出合計といたしましては、補正前の額に3,872万5,000円を追加し、4,541

万5,000円と定めております。

3ページから5ページの歳入歳出補正予算事項別明細書、1、総括につきましては、恐れ入りますがお目通しをお願いいたします。

6ページ、7ページをお願いいたします。

2、歳入。

1款諸収入、1目住宅新築資金貸付金元利収入、補正前の額に3,872万5,000円を追加し、4,541万5,000円と定めております。

3、歳出。

1款公債費、2目利子、補正前の額に45万円を追加し、105万1,000円と定めております。合計としましては、補正前の額に45万円を追加し、714万円と定めております。

2款前年度繰上充用金でございます。今回新たに3,827万5,000円を計上いたしております。

以上でございます。何とぞご承認賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長（奥田 誠）

総務政策課長、福田君。

○総務政策課長（福田睦巳）

私からは、議案第42号から議案第44号についてご説明申し上げます。

議案第42号、上富田町教育委員会教育長の給与の減額支給に関する条例を廃止する条例。

上富田町教育委員会教育長の給与の減額支給に関する条例を廃止する。

平成27年6月8日提出、上富田町長小出隆道。

次のページをお願いします。

上富田町教育委員会教育長の給与の減額支給に関する条例を廃止する条例（案）。

上富田町教育委員会教育長の給与の減額支給に関する条例は、廃止する。

この条例は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律が平成27年4月1日から施行されたことに伴い、教育長は一般職から特別職になることから、本条例を廃止するものでございます。

附則で、この条例は公布の日から施行する。

また、経過措置として、現教育長の在職期間中は、この条例による廃止前の上富田町教育委員会教育長の給与の減額支給に関する条例の規定は、なおその効力を有するとしてございます。

以上、ご承認賜りますようよろしくお願い申し上げます。

続きまして、議案第43号、町長及び副町長の給与の減額支給に関する条例の一部を改正する条例。

町長及び副町長の給与の減額支給に関する条例の一部を別紙のように改正する。

平成27年6月8日提出、上富田町長小出隆道。

次のページをお願いします。

町長及び副町長の給与の減額支給に関する条例の一部を改正する条例（案）。

町長及び副町長の給与の減額支給に関する条例の一部改正。

町長及び副町長の給与の減額支給に関する条例の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

町長等の給与の減額支給に関する条例。

第1条中「及び副町長」を「、副町長及び教育長」に改め、同条に次の1号を加える。

第3号、教育長、100分の10。

第2条に次の1号を加える。

第3号、教育長、平成27年9月分から平成30年8月分まで。

この条例は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律が平成27年4月1日から施行されたことに伴い、教育長は一般職から特別職になることから、その任期に合わせて本条例に教育長を加えるものでございます。

附則で、この条例は公布の日から施行する。

また、経過措置として、現教育長の在職期間中は、この条例による改正前の町長及び副町長の給与の減額支給に関する条例の規定は、なおその効力を有するとしてございます。

最後のページに新旧対照表を添付しておりますので、ご参照ください。

以上、ご承認賜りますようよろしくお願い申し上げます。

続きまして、議案第44号、さわやか上富田まちづくり寄付条例の一部を改正する条例。

さわやか上富田まちづくり寄付条例の一部を別紙のように改正する。

平成27年6月8日提出、上富田町長小出隆道。

次のページをお願いします。

さわやか上富田まちづくり寄付条例の一部を改正する条例（案）。

さわやか上富田まちづくり寄付条例の一部改正。

さわやか上富田まちづくり寄付条例の一部を次のように改正する。

第2条中第3号を第4号とし、第2号の次に次の1号を加える。

第3号、文化芸術及び生涯スポーツの振興に資する事業。

この条例は、寄附者の社会的投資を具体化する事業に、文化芸術と生涯スポーツの振興に資する事業を設けることにより、より一層、寄附者の意思を反映できるように本条例の一部を改正するものでございます。

附則で、この条例は平成27年7月1日から施行するとしてございます。

最後のページに新旧対照表を添付しておりますので、ご参照ください。

以上、ご承認賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（奥田 誠）

住民生活課企画員、坂本君。

○住民生活課企画員（坂本 徹）

よろしくお願いいたします。

議案第45号についてご説明いたします。

議案第45号、上富田町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例。

上富田町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を別紙のように改正する。

平成27年6月8日提出、上富田町長小出隆道。

次のページをお願いいたします。

上富田町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例（案）。

上富田町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正。

上富田町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を次のように改正する。

本条例の一部改正につきましては、小規模型保育所において、保育士として保健師または看護師の確保が困難であるとの地域の実情に鑑み改正するものでございます。

改正内容につきましては、第29条第3項、第31条第3項、第44条第3項及び第47条第3項中「保健師又は看護師」を「保健師、看護師又は准看護師」に改正するものでございます。

附則で、この条例は公布の日から施行するとしてございます。

次のページに参考資料といたしまして新旧対照表を添付しておりますので、お目通しよろしくお願いいたします。

以上、ご承認賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（奥田 誠）

住民生活課長、原君。

○住民生活課長（原 宗男）

よろしくお願ひいたします。

私からは、議案第46号から議案第48号についてご説明いたします。

議案第46号、上富田町重度心身障害児（者）医療費の支給に関する条例の一部を改正する条例。

上富田町重度心身障害児（者）医療費の支給に関する条例の一部を別紙のように改正する。

平成27年6月8日提出、上富田町長小出隆道。

次のページをお願いします。

上富田町重度心身障害児（者）医療費の支給に関する条例の一部を改正する条例（案）。

上富田町重度心身障害児（者）医療費の支給に関する条例の一部改正。

上富田町重度心身障害児（者）医療費の支給に関する条例の一部を次のように改正する。

今回の一部改正につきましては、和歌山県県費補助金交付要綱の改正に伴うもので、主な改正としまして、訪問看護療養費、家族訪問看護療養費を助成の対象に加えています。また、重度心身障害児（者）医療費の支給対象者の対象分のうち、加入している健康保険から付加給付を受ける定めがある場合や他の法令等により医療費の支給を受けた場合は、その分を控除するとしています。ほか、字句の改正も行ってございます。

次のページをお願いします。

附則としまして、この条例は平成27年8月1日から施行するとしてございます。

経過措置としまして、この条例による改正後の上富田町重度心身障害児（者）医療費の支給に関する条例の規定は、この条例の施行の日以後に受ける医療の給付に係る医療費の支給について適用し、同日前に受けた医療に関する給付に係る医療費の支給については、なお従前の例によるとしてございます。

なお、次のページから参考資料としまして新旧対照表を添付してありますので、ご参照をお願いいたします。

続いて、議案第47号についてご説明いたします。

議案第47号、上富田町乳幼児医療費の支給に関する条例の一部を改正する条例。

上富田町乳幼児医療費の支給に関する条例の一部を別紙のように改正する。

平成27年6月8日提出、上富田町長小出隆道。

次のページをお願いします。

上富田町乳幼児医療費の支給に関する条例の一部を改正する条例（案）。

上富田町乳幼児医療費の支給に関する条例の一部改正。

上富田町乳幼児医療費の支給に関する条例の一部を次のように改正する。

本条例の一部改正につきましても、和歌山県県費補助金交付要綱の改正に伴うもので、主な改正としまして、訪問看護療養費、家族訪問看護療養費を助成対象に加えています。また、付加給付を受ける定めがある場合や他の法令等により医療費の支給を受けた場合は、その分を控除するとしてございます。ほか、字句の改正も行っております。

次のページをお願いします。

附則としまして、この条例は平成27年8月1日から施行するとしてございます。

経過措置としまして、この条例による改正後の上富田町乳幼児医療費の支給に関する条例の規定は、この条例の施行の日以後に受ける医療の給付に係る医療費の支給について適用し、同日前に受けた医療の給付に係る医療費の支給については、なお従前の例によるとしてございます。

次のページから参考資料としまして新旧対照表を添付してございますので、ご参照のほどよろしくお願いいたします。

続いて、議案第48号についてご説明いたします。

議案第48号、上富田町ひとり親家庭等医療費の支給に関する条例の一部を改正する条例。

上富田町ひとり親家庭等医療費の支給に関する条例の一部を別紙のように改正する。

平成27年6月8日提出、上富田町長小出隆道。

次のページをお願いします。

上富田町ひとり親家庭等医療費の支給に関する条例の一部を改正する条例（案）。

上富田町ひとり親家庭等医療費の支給に関する条例の一部改正。

上富田町ひとり親家庭等医療費の支給に関する条例の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

上富田町ひとり親家庭医療費の支給に関する条例。

本条例につきましても、和歌山県県費補助金交付要綱の改正に伴うもので、主な改正としまして、訪問看護療養費、家族訪問看護療養費を助成対象に加えています。また、付加給付を受ける定めがある場合や他の法令等により医療費の支給を受けた場合は、その分を控除するとしてございます。ほか、字句の改正も行っております。

次のページをお願いします。

附則としまして、この条例は平成27年8月1日から施行するとしております。

経過措置としまして、この条例による改正後の上富田町ひとり親家庭医療費の支給に関する条例の規定は、この条例の施行の日以後に受ける医療の給付に係る医療費の支給

について適用し、同日前に受けた医療の給付に係る医療費の支給については、なお従前の例によるとしてございます。

なお、次のページから参考資料として新旧対照表を添付してございますので、ご参照のほどよろしくお願ひいたします。

以上、ご承認賜りますようどうかよろしくお願ひいたします。

○議長（奥田 誠）

産業建設課企画員、中松君。

○産業建設課企画員（中松秀夫）

私のほうからは、議案第49号についてご説明いたします。よろしくお願ひします。

議案第49号、上富田町共同畜舎設置及び管理に関する条例を廃止する条例。

上富田町共同畜舎設置及び管理に関する条例を廃止する。

平成27年6月8日提出、上富田町長小出隆道。

次のページをごらんください。

上富田町共同畜舎設置及び管理に関する条例を廃止する条例（案）。

上富田町共同畜舎設置及び管理に関する条例を廃止する。

この条例については、農林業地域改善対策事業として一定の成果を上げてまいりましたが、現在大半が利用されていないため本条例を廃止するものであります。廃止後については、町の普通財産として管理し、災害時に利用する資機材倉庫や備蓄倉庫として、その他多目的に利用する予定でございます。

私の説明は以上です。ご承認賜りますようよろしくお願ひいたします。

○議長（奥田 誠）

産業建設課長、植本君。

○産業建設課長（植本敏雄）

私から、議案第50号、第51号についてご説明申し上げます。

議案第50号、上富田町道の駅くちくまの設置及び管理に関する条例。

上富田町道の駅くちくまの設置及び管理に関する条例を別紙のように制定する。

平成27年6月8日提出、上富田町長小出隆道。

次のページをお願いいたします。

上富田町道の駅くちくまの設置及び管理に関する条例（案）でございます。

この条例は、現在建設中の近畿自動車道紀勢線に設置、岩崎地区に道の駅を設置し、道路利用者の利便の向上及び都市と地域の交流促進、また、地域資源を有効に活用した産業の振興と地域の活性化を図るため制定するものでございます。

まず、条文では、第1条では条例の設置、第2条では名称と位置、第3条では施設に

ついて、第4条では事業について、第5条では指定管理者の指定、第6条では指定管理者が行う業務、第7条では業務報告の聴取等、第8条から第12条にかけましては使用関係について定めてございます。各条文につきましては、お目通しのほどよろしく願います。

なお、附則で、この条例は平成27年8月1日から施行するとしてございます。

また、準備行為としまして、第5条の規定による指定管理者の指定及びこれに関し必要なその他の行為は、この条例の施行日前においても行うことができるとなっております。

以上、ご承認賜りますようよろしくお願いいたします。

続きまして、議案第51号についてご説明申し上げます。

議案第51号、公の施設の指定管理者の指定について。

下記のとおり道の駅くちくまの指定管理者を指定するため、地方自治法第244条の2第6項の規定により、議会の議決を求める。

平成27年6月8日提出、上富田町長小出隆道。

1、対象施設名、道の駅くちくまの。

2、指定管理者、和歌山県西牟婁郡上富田町朝来763番地、上富田町商工会、会長、長井保夫。

3、指定の期間、平成27年8月1日から平成32年3月31日までとしてございます。

提案理由、上富田町公の施設に係る指定管理者の指定手続き等に関する条例第5条の規定により選定した上富田町商工会を道の駅くちくまの指定管理者に指定するものでございます。

管理者の選定につきましては、道の駅設置の目的であります地域産業の育成、地域資源の活用、地域の情報を発信していくためにも、町内の358事業所を取りまとめ、企業の情報等にも精通してございますことから、条例第5条により選定した上富田町商工会を道の駅くちくまの指定管理者に指定するものでございます。

次のページをおめくりください。

道の駅の施設概要並び指定管理者の概要を添付してございます。お目通しのほどよろしく願います。

以上、ご承認賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長（奥田 誠）

総務政策課企画員、水口君。

○総務政策課企画員（水口和洋）

議案第52号についてご説明いたします。

議案第52号、平成27年度上富田町一般会計補正予算（第1号）。

平成27年度上富田町の一般会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。
歳入歳出予算の補正。

第1条、歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ1,194万2,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ61億494万2,000円とする。

2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

債務負担行為。

第2条、地方自治法第214条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、「第2表 債務負担行為」による。

平成27年6月8日提出、上富田町長小出隆道。

次のページをお願いいたします。

「第1表 歳入歳出予算補正」です。

歳入につきまして、18款繰入金では、補正前の額に1,554万2,000円を追加し、3億6,220万8,000円と定めています。20款諸収入では、補正前の額から360万円を減額。歳入合計では、補正前の額に今回1,194万2,000円を追加し、61億494万2,000円と定めています。

次に、歳出につきまして、2款総務費では、補正前の額に961万3,000円を追加し、7億2,289万4,000円と定めています。7款土木費では、補正前の額に40万円を追加。9款教育費では、補正前の額に192万9,000円を追加。歳出合計では、補正前の額に今回1,194万2,000円を追加し、61億494万2,000円と定めています。

次のページをお願いいたします。

「第2表 債務負担行為」です。

資産管理等整備事業の公共施設等総合管理計画策定支援等で、平成27年度から平成29年度までの期間で限度額500万円と定めています。

歳入歳出補正予算事項別明細書、1、総括につきまして、このページから6ページ、7ページの明細につきましては、恐れ入りますがお目通しをお願いいたします。

内訳につきまして、歳出からご説明させていただきます。

10ページをお願いいたします。

3、歳出につきまして、2款総務費では、一般管理費で961万3,000円を追加。不正アクセス防止対策として、庁舎・庁内システムと中間サーバーとの間にファイアー

ウォールを設置するため、ネットワーク構築委託料としまして711万3,000円を措置しています。負担金、補助及び交付金では、地方創生人材支援負担金として和歌山大学への負担金250万円を措置しています。

7款土木費では、土木総務費で40万円を追加。はまゆう集会所、南紀の台町内会館の修繕補助金40万円を措置しています。

9款教育費では、教育委員会費で7万3,000円を減額。新教育委員会制度への9月移行に伴い、教育委員会委員、委員長分30万1,000円の報酬を減額し、委員分22万8,000円を措置しています。事務局費で、補正額はございませんが、9月からの新教育長分として特別職級へ340万2,000円を組み替え措置しております。学校管理費で49万7,000円を追加、岩田小学校プールの修繕料、備品購入費で岩田小学校特別支援教室用の備品購入費として23万5,000円を措置しています。次のページをお願いいたします。教育振興費で882万3,000円を減額。本年度、オーストラリアへの海外研修交流事業の中止により、当初予算でご承認いただきました費用を減額してございます。また、修学旅行引率費補助金としまして18万円を措置しています。公民館運営費で64万8,000円を追加。生馬公民館の空調設備の修繕料を措置しています。児童館運営費で36万円を追加。あっそ児童館駐輪場の屋根の修繕料14万1,000円を措置しています。また、備品購入費で、グラウンドの整備用備品の購入費21万9,000円を措置しています。文化会館運営費で932万円を追加。舞台つりものの修繕料を措置しております。

次のページをお願いいたします。

14ページ、15ページの給与費明細書につきましては、教育委員及び教育長分の変更となっております。恐れ入りますが、お目通しをお願いいたします。

次に、歳入を説明させていただきますので8ページをお願いいたします。

2、歳入につきましては、今回の補正に係る財源となっております。

18款繰入金では、財政調整基金繰入金で1,554万2,000円を追加。

20款諸収入では、雑入で、今年度取りやめとなりました海外研修業務負担金360万円を減額してございます。

以上が今回の補正内容でございます。何とぞご承認賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（奥田 誠）

産業建設課長、植本君。

○産業建設課長（植本敏雄）

私から、議案第53号、第54号についてご説明申し上げます。

議案第53号、物品購入契約の締結について。

議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定に基づき、下記のとおり物品を取得することについて、地方自治法第96条第1項第8号の規定により、議会の議決を求める。

記。

1、取得物品、電子レジスター他11種。

2、契約金額、1,497万7,893円。

3、契約の相手方、和歌山県田辺市下三栖1475-137、伊藤忠エネクスホームライフ関西株式会社田辺支店、支店長、添田健次。

平成27年6月8日提出、上富田町長小出隆道。

物品の購入につきましては、指名競争入札による物品購入契約でございます。指名業者につきましては、伊藤忠エネクスホームライフ関西株式会社田辺支店、株式会社マルゼン和歌山営業所、株式会社東亜プロパン商事田辺営業所、株式会社モリモト田辺営業所、中紀ビジネス株式会社の5業者となっております。上富田町道の駅くちくまのの建設に伴いまして、地域振興施設に設置する電子レジスターほか11種の備品を購入するものでございます。

次のページに参考資料といたしまして仮契約書の写しを添付してございます。仮契約書の最後の条項に、「議会の議決を得たときに、本契約が成立」となっております。

どうかご承認賜りますようお願いいたします。

続きまして、議案第54号についてご説明申し上げます。

議案第54号、工事請負契約の締結について。

議会の議決に付すべき、契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定に基づき、指名競争入札に付した平成27年度第1号高速道路推進事業大内谷南紀の台線新設工事について、下記のとおり請負契約を締結するため、地方自治法第96条第1項第5号の規定によって議会の議決を求める。

記。

1、契約の目的、平成27年度第1号高速道路推進事業大内谷南紀の台線新設工事。

2、契約の方法、指名競争入札による契約。

3、契約金額、1億8,414万円。

4、契約の相手方、大阪市北区豊崎三丁目19番3号、東急建設株式会社大阪支店、執行役員支店長、津久井雄史。

平成27年6月8日提出、上富田町長小出隆道。

本工事につきましては指名競争入札による工事請負契約でございます。指名業者につ

きましては、東急建設株式会社大阪支店、株式会社松村組大阪支店、三井住友建設株式会社大阪支店、三友工業株式会社、株式会社浅川組の5業者でございます。

工事内容につきましては、車道7メートル、歩道2メートルの新設道路の延長857メートルと386メートルの取り付け道路を整備するものでございます。

次のページに参考資料といたしまして仮契約書の写しを添付してございます。仮契約書の最後の条項に、「議会の議決があったときに、この契約と同一の条項により、本契約を締結したものとす。」となっております。

どうかご承認賜りますようお願い申し上げます。

○議長（奥田 誠）

上下水道課長、植本君。

○上下水道課長（植本 亮）

私からは、議案第55号について説明させていただきます。

議案第55号、工事請負契約の締結について。

議会の議決に付すべき、契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定に基づき、指名競争入札に付した平成27年度第1号上水道事業第1浄水場自家発電設備更新工事について、下記のとおり請負契約を締結するため、地方自治法第96条第1項第5号の規定によって議会の議決を求める。

記。

1、契約の目的、平成27年度第1号上水道事業第1浄水場自家発電設備更新工事。

2、契約の方法、指名競争入札による契約。

3、契約金額、1億1,448万円。

4、契約の相手方、大阪府大阪市北区梅田二丁目4番9号、横河ソリューションサービス株式会社関西支社、支社長、大里陽一。

平成27年6月8日提出、上富田町長小出隆道。

本工事につきましては指名競争入札による工事請負契約であります。指名業者につきましては、三菱電機株式会社関西支社、株式会社東芝関西支社、株式会社日立製作所関西支社、株式会社明電舎関西支社、富士電機株式会社関西支社、横河ソリューションサービス株式会社関西支社の6業者でございます。

工事内容につきましては、第1浄水場の自家発電設備は昭和48年に設置され、現在42年が経過しているため、今回、更新工事を行うものであり、自家発電設備の規模については定格出力500キロボルトアンペアとしています。自家発電設備設置に伴い中央監視システムへの接続工事も行います。

次のページに参考資料といたしまして仮契約書の写しを添付してございます。仮契約書

の最後の条項に、「議会の議決があったときに、この契約と同一の条項により、本契約を締結したものとする。」となっております。

どうかご承認賜りますようお願いいたします。

○議長（奥田 誠）

以上をもって提案理由の説明を終わります。

△延 会

○議長（奥田 誠）

お諮りします。

本日の会議はこの程度にとどめ、延会したいと思います。

これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（奥田 誠）

異議なしと認めます。

よって、本日はこれにて延会することに決しました。

本日はこれにて延会します。

次回は、6月11日午前9時30分となっておりますので、ご参集願います。本日は、皆さん、どうもご苦労さまでした。

延会 午後2時18分